

## 小牧市建設工事総合評価競争入札試行要綱

平成20年2月5日  
19小総第1007号

(趣旨)

第1条 この要綱は、小牧市（以下「市」という。）が発注する建設工事のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2（第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する価格と価格以外の要素を総合的に評価して最も有利な者を落札者として決定する方法（以下「総合評価落札方式」という。）による競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式の試行対象は、一般競争入札及び指名競争入札に該当する工事のうちから市長が決定する。

(落札者決定基準)

第3条 市長は、総合評価競争入札を行おうとするときは、あらかじめ当該入札に係る申込みのうち価格とその他の条件が市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めるものとする。

2 市長は、落札者決定基準を定めようとするときは、政令第167条の10の2第4項に定めるところにより学識経験を有する者の意見を聴くものとする。

3 市長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴くものとする。

4 第2項の学識経験を有する者の意見聴取は、愛知県建設局・都市整備局・建築局総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）で行うものとする。

5 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法及びその他の基準を定めるものとする。

6 落札者決定基準は、委員会での意見を聴取した上で、小牧市土木工

事指名審査会又は小牧市建築工事指名審査会（以下「審査会」という。）の議を経て、市長が決定するものとする。

（技術審査の型式）

第4条 技術提案の審査項目及び評価の型式は、当該工事の難易度等に応じて国土交通省が分類する特別簡易型、簡易型、標準型及び高度技術提案型のうち特別簡易型又は簡易型に該当する型式で行うものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項に規定する総合評価落札方式の型式は、委員会の意見を聴いて審査会の議を経て決定するものとする。

（入札の公告等）

第5条 市長は、総合評価落札方式による一般競争入札を実施しようとするときは、政令第167条の6の規定に基づき公告しなければならない事項のほか、次の事項について公告するものとする。ただし、指名競争入札で実施する場合には、公告に代えて指名通知書に次の事項を記載する。

(1) 総合評価落札方式を採用している旨

(2) 落札者決定基準

(3) その他市長が必要と認める事項

2 総合評価競争入札を実施しようとするときの入札参加資格には、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第12条に規定する競争参加者の技術的能力の審査が適正に行われるように、当該入札に参加しようとする者について工事の経験、施工実績の評価、当該工事に配置が予定される技術者の工事経験その他の技術的能力（以下「技術的能力」という。）に関する要件が含まれていなければならない。

（総合評価落札方式入札説明書等）

第6条 市長は、総合評価競争入札を行う場合には、総合評価落札方式入札説明書を作成し、入札の公告と同時に明示するものとする。ただし、指名競争入札で実施する場合には、指名通知書と同時に交付するものとする。

2 入札に参加しようとする者は、市長が指定した期日までに入札の公告又は指名通知書において定める技術資料等（以下「技術資料等」という。）を提出しなければならない。

(評価基準)

第7条 評価基準は、第5条第2項の技術的能力の審査の要件を満たす者について、別表に掲げる評価項目の中から工事ごとに適当な項目を選択した評価項目により得点を配分して行うものとする。

2 評価点は、入札参加資格の要件を満たしている場合には標準点として100点を付与し、前項の評価項目に係る点数を加算した合計点とし、各評価項目についての得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

3 市長が、施工計画に関する書類（工程表又は施工に関する提案書をいう。以下同じ。）を求めた場合は、技術資料等に併せて提出させ、指名競争入札にあっては、所定の期日内に提出がなかった者は指名を辞退したものとする。

(施工計画に関する審査)

第8条 施工計画に関する審査は、委員会が行い、その評価意見を基に審査会の議を経て、市長が評価を決定するものとする。

(評価値の算出方法)

第9条 落札決定に係る評価は、次に掲げる式で得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

評価点 = 標準点（100点） + 加算点の合計

評価値 = (評価点 / 標準点) × (予定価格 / 入札価格)

(落札者決定の方法)

第10条 次のいずれの要件にも該当する入札参加者のうち、評価値の最も高い者を落札者と決定する。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(2) 技術的要件をすべて満たしていること。

2 第1項の評価値で最も高い者が2者以上あるときは、当該入札参加者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

3 落札者となるべき者の当該入札による価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、入札をした他の者のうちから評価値の最も高い者を落札者とすることができる。

(落札決定の通知及び公表)

第 1 1 条 市長は、前条の規定により落札者を決定したときは、速やかに当該落札者にその旨を通知しなければならない。

2 落札者及び評価値等の評価結果については、これを公表する。

(作成費用等)

第 1 2 条 入札参加者が技術資料等及び施工計画に関する書類の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とし、提出された技術資料等及び施工計画に関する書類は返却しないものとする。

(その他)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 2 月 2 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

別表（第7条関係）

分類	評価項目
施工計画	① 工期設定の適切性 ② 施工に関する提案
企業の施工能力	① 同種・類似工事の施工実績 ② 過去の工事成績評定値の平均点 ③ ISO取得の有無
配置予定技術者の能力	① 配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績 ② 配置予定技術者の工事成績評定値
地域貢献度	災害協定締結の有無
地理的条件	指定する地域内における本支店、営業所の所在地の有無
その他	その他特に必要とする評価項目

備考 施工計画を評価項目に選択した場合の加算点は、10点の範囲内で付与し、施工計画以外の評価項目の加算点は合計20点とする。

